

保護者各位

越谷市長 高橋 努

重要 保育施設の臨時休園について

日頃から教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なる御協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、本市では、令和2年4月7日に政府から「緊急事態宣言」が発令され、埼玉県知事から緊急事態措置の実施がなされたことに伴い、「埼玉県知事の緊急事態措置の実施を受けての対応」(令和2年4月8日付け越子育第27-1号)で保護者の皆様に登園を控えるようお願いしてきたところです。その際にも、「今後の状況により、臨時休園等の対応をとる場合があります」とお伝えしてまいりました。

その後についても、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、市内及び県内で感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが最重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」になりやすい保育施設において利用する児童及び保護者の感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要な状況となっております。

つきましては、本市におきましては、**緊急事態宣言の期間中、市内の保育施設（公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所）について、臨時休園とすることとしました**ので、お知らせいたします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方、ご家庭での保育が特に困難な方等については、利用施設（在籍する施設）で特例的な保育（休園時保育）を実施しますので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

お子様や保護者の皆様、そして施設の職員を新型コロナウイルス感染症から守るための取組に、保護者の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休園期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

※緊急事態宣言の期間延長等により、上記期間を変更する場合があります。

2 休園時保育を利用できる世帯

保護者全員及び同居する65歳未満の祖父母が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガス等）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で、**家庭での保育が特に困難な場合**（労働以外の認定事由を含む）

3 休園時保育の利用手続

臨時休園期間に保育の利用を希望する方は、別紙「休園時保育利用希望届」を令和2年4月22日までに利用施設に提出してください。なお、保育を利用する際は、利用時間の短縮等に御協力ください。

※希望届提出後に登園希望日に変更となった場合は、利用施設に御連絡ください。

※べ切日後に急きょ利用が必要となった場合は、利用施設に御相談ください。

4 利用者負担（保育料）の取扱い

臨時休園期間中の利用者負担（保育料）については、「埼玉県知事の緊急事態措置の実施を受けての対応」（令和2年4月8日付け越子育第27-1号）でお伝えした取扱いから変更ありません。

5 その他

臨時休園期間中も、お子様や保護者の皆様の体温を測るなど健康観察をしてください。

また、お子様や同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は感染の疑いがある際は、速やかに利用施設に御連絡ください。

なお、在籍する施設において、在園児又は職員が感染した場合は、休園時保育も休止します。

※令和2年4月17日時点での状況を踏まえたものとなっています。今後の状況により、対応が変更となる場合がありますので、御承知置きください。

※**最新の情報は越谷市公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に係る保育施設の対応について」を御確認ください。**

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>